

岡山市中小企業設備投資支援補助金交付要綱取扱要領

(定義)

第1条 岡山市中小企業設備投資支援補助金交付要綱(以下「要綱」という。)で「機械設備費」とは、機械設備(専ら補助事業のために使用される機械・装置で中古品を除く)の購入に要する経費(機械・装置等の運搬費・据付費を含む)をいう。また、要綱で「システム等購入・構築費」とは、事業に必要な情報システムの購入・構築に要する経費をいう。

(補助金交付対象者の選定手続)

第2条 補助金交付対象者の選定は以下の手続による。

(1) 補助金の交付の申請をしようとするものは、募集期間内に、岡山市中小企業設備投資支援補助金に係る申請書(様式A)、補助事業計画書(様式B)の応募書類(以下「応募書類」という。)を市長に提出するものとする。なお、応募書類にあわせて、要綱別表1に掲げるグリーン枠は、CO₂排出量削減計算シート(様式H)及び更新予定の既存設備及び導入予定設備のエネルギー消費量が確認できる資料(製品カタログ、仕様書、ホームページ画面を印刷したもの等)、経済産業省が実施するウォークスルー診断(工場・事業所)の診断結果報告書等(写し可。診断結果報告書の日付が募集締切日時時点で3年を経過していないものに限る。診断結果に導入予定の設備が既存設備と比較してCO₂排出量を20%以上削減できると確認可能な場合は、CO₂排出量削減計算シート(様式H)及び更新予定の既存設備及び導入予定設備のエネルギー消費量が確認できる資料の添付を省略することができる。募集締切日までに診断結果報告書を提出できない場合には、実績報告時に提出することとする。)を提出することとする。また、要綱別表1に掲げる新分野進出枠で、審査時の加点措置を希望するものは、応募書類にあわせて、経営革新計画承認書(当該計画の写しを含む。募集締切日時時点で認定(承認)を受けた計画期間が終了していないものに限る。)を提出することとする。

(2) 市長は、募集期間終了後、事業計画書の内容が要綱に定められた要件を満たしている応募者(以下「応募者」という。)の中から、次の手順で補助金交付対象者を選定する。

ア 応募書類を審査し、総得点が満点の6割以上の応募者について、補助金交付要望額の合計額が予算の範囲内の場合は、該当する全ての応募者を補助金交付対象者とする。

イ 応募書類を審査し、総得点が満点の6割以上の応募者について、補助金交付要望額の合計額が予算の範囲を超える場合は、予算の範囲内において、得点上位の応募者から順に補助金交付対象者とする。

ウ 補助金交付対象者の選定後、申請辞退等による予算額の残額が発生し、次点応募者がある場合、次点応募者から順次繰り上げて追加選定できるものとする。

(補助金の交付の手続)

第3条 補助金の交付は、以下の手続きによる。

(1) 補助金交付対象者に選定された応募者は、要綱第7条に定める様式により、補助事業に着手する前に補助金の交付の申請を行うものとする。

(2) 要綱第7条第1号に規定する補助事業計画書は様式Bによるものとし、同意書は様式Gによるものとする。ただし、補助事業計画書については応募時点の様式Bをもって充てることとし、その様式及び添付資料の変更があったもののみ添付することとする。

(計画変更)

第4条 補助事業の計画を変更するときは、要綱第9条に規定する補助事業計画変更・中止（廃止）申請書（様式第3号）に補助事業変更計画書（様式D）を添付するものとする。

(実績報告)

第5条 要綱第12条第1号に規定する事業実施報告書は様式Eによるものとし、同条第2号に規定する補助事業に係る契約関係及び経費支出の証拠書類は発注書（契約書）、納品書、請求書及び銀行振込を証明する書類（いずれも写し可）を添付するものとする。

(報告)

第6条 要綱第16条第2項に規定する報告は、岡山市中小企業設備投資支援補助金経過報告書（様式F）によるものとする。

附 則（平成27年6月5日決裁）

1 この要領は、平成27年度の補助事業の募集から適用する。

附 則（平成28年3月30日決裁）

2 この要領は、平成28年度の補助事業の募集から適用する。

附 則（平成29年3月31日決裁）

3 この要領は、平成29年度の補助事業の募集から適用する。

附 則（平成30年3月28日決裁）

4 この要領は、平成30年度の補助事業の募集から適用する。

附 則（平成31年3月29日決裁）

5 この要領は、平成31年度の補助事業の募集から適用する。

附 則（令和2年3月30日決裁）

6 この要領は、令和2年度の補助事業の募集から適用する。

附 則（令和2年10月27日決裁）

7 この要領は、令和2年度の補助事業の募集から適用する。

附 則（令和3年3月23日決裁）

8 この要領は、令和3年度の補助事業の募集から適用する。

附 則（令和4年3月28日決裁）

9 この要領は、令和4年度の補助事業の募集から適用する。

附 則（令和5年4月26日決裁）

10 この要領は、令和5年度の補助事業の募集から適用する。

附 則（令和6年3月25日決裁）

11 この要領は、令和6年度の補助事業の募集から適用する。

附 則（令和7年3月27日決裁）

12 この要領は、令和7年度の補助事業の募集から適用する。

附 則（令和8年3月17日決裁）

12 この要領は、令和8年度の補助事業の募集から適用する。